2016
4
No.836

社会保険

にいがた

越後なつかしの風土記

越後の毒消し売り

新潟市西蒲区（旧巻町）

「毒消しゃいらんかね～」。紺がすりの着物に、大きな行李を背負った女性が、新潟や関東方面に薬を売り歩いた時代がありました。かつて角田浜の南側にあった角海浜村（かくみはまむら）の称名寺（しょうみょうじ）というお寺で薬が作られ、江戸時代には男性が、明治時代に信越線が開通すると、薬売りは女性の仕事になったといいます。

角海浜村は「美人の村」といわれ、関東方面では「美しい薬売りが来るのが楽しみだ」と心待ちにする人もいたとか。色白でひかえめ、それでいて重労働にも根をあげない。雪国の女性の強さと美しさが、人々の心に響いたのかもしれません。毒消し売りの女性は、春や夏に旅立ち、10月頃にようやく故郷に帰ってきたそうです。

海岸の浸食などでかつての集落の面影はすでにありません▶

※各地域に伝えられる話のうち、取材に基づく一説をご紹介しています。

Contents

●学生納付特例制度について
●平成28年からの「傷病手当金・出産手当金」について
●社会保険事務講習会5月開催のご案内
●募集中 健康づくり標語コンクール

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル（イイロウゴ） 0570-05-1165

日本年金機構ホームページhttp://www.nenkin.go.jp/　協会けんぽホームページhttp://www.kyoukaikenpo.or.jp/
一般財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ　http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/

【職場内で回覧しましょう】

学生納付特例制度について

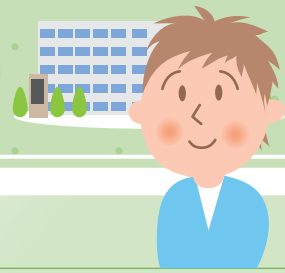

学生納付特例制度とはどんな制度ですか?

日本国内に住むすべての人は20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料(※1)の納付が義務付けられています。学生納付特例制度は、所得の少ない学生の方を対象に、申請により在学中の保険料の納付が猶予(先送り)される制度です。

(※1)平成28年度の国民年金保険料は、月額16,260円です。

すべての学生が学生納付特例制度を利用できますか?

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※2)に在学する学生で、本人の前年所得が基準(※3)以下の方が対象です。

(※2)学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程
(※3)118万円+扶養親族等の数×38万円

学生納付特例制度のメリットは?

年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されますので、将来の老齢基礎年金だけでなく、万一のけがや病気で障害が残ったときも障害基礎年金を受け取ることができます。

納付 学生納付特例 未納 の違い

	障害基礎年金※4 遺族基礎年金	老齢基礎年金	
	受給資格期間への算入	受給資格期間への算入	年金額へ反映
納付	○	○	○
学生納付特例	○	○	×※5
未納	×	×	×

(※4)障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。
(※5)保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。

申請方法は?

学生納付特例申請書に、学生証(有効期間が表記されているもの)の写し、または在学証明書(原本)を添付のうえ、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口で申請します。対象となる申請期間は4月から翌年3月の1年間(※6)です。

(※6)翌年度に引き続き学生納付特例制度を利用される方は、翌年度に改めて申請が必要となります。

詳しくは、お近くの年金事務所もしくは日本年金機構のホームページでご確認ください。

健康保険等の標準報酬月額・標準賞与額の上限改定について

平成28年4月1日より、健康保険・船員保険の標準報酬月額の上限および年度累計標準賞与額の上限が変更になります。

健康保険・船員保険の標準報酬月額

標準報酬月額の第47級（121万円）の上に、第48級から第50級の3等級が追加され、上限が引き上げられます。

《改定前》

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上

《改定後》

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

年度累計標準賞与額

年度累計標準賞与額の上限が573万円に引き上げられます。

《改定前》

年度累計標準賞与額の上限
5,400,000円

《改定後》

年度累計標準賞与額の上限
5,730,000円

●健康保険の上限改定該当者の取扱い

健康保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者がいる事業主に対して、4月中に管轄の年金事務所より改定通知書をお送りします。なお、標準報酬月額の上限改定に際して、事業主からの届出は不要です。

●船員保険の上限改定該当者の取扱い

船員保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定前の第47級に該当する被保険者のいる船舶所有者に対して、4月中に管轄の年金事務所より「月額変更（基準日）届」をお送りします。
船舶所有者は、平成27年4月の報酬が改定後の第48級から第50級に該当する被保険者がいる場合は、お送りした月額変更（基準日）届に必要事項を記入のうえ、管轄の年金事務所へご提出ください。
年金事務所にて事務処理を行った後、改めて船舶所有者に対して改定通知書をお送りします。

※事業主または船舶所有者に改定通知書が届きましたら、該当する被保険者に改定後の等級・標準報酬月額についてお知らせください。

5月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所（予約先電話番号）	会場	相談日	時間
新潟東年金事務所（025-283-1014）予約専用	五泉市福祉会館	19(木)	10:00～15:00
	阿賀町役場本庁	25(水)	10:00～15:00
新潟西年金事務所（025-225-3008）	佐渡中央会館	25(水)	13:30～17:00
	あいかわ開発総合センター	26(木)	8:50～11:00
長岡年金事務所（0258-88-0006）	小千谷市民会館	11(水)	10:00～15:00
		25(水)	10:00～15:00
	小出ボランティアセンター	26(木)	10:00～15:00
上越年金事務所（025-524-4115）	糸魚川市役所	11(水)	10:00～15:00
		25(水)	10:00～15:00
	柿崎商工会	18(水)	10:00～15:00
新発田年金事務所（0254-23-2128）	村上市役所	11(水)	10:00～15:00
		25(水)	10:00～15:00
	阿賀野市水原総合体育館	18(水)	9:30～12:30
六日町年金事務所（025-716-0802）	十日町地域地場産業振興センター（クロス10）	12(木)	10:00～15:00
		26(木)	10:00～15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなります。

●年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
●予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険事務担当者様へ

平成28年4月からの

給付金額の計算方法

健康保険法改正が行われ、平成28年4月から「傷病手当金・出産手当金」の計算方法が変わり、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給されます。

平成28年3月31日までの支給金額

1日あたりの金額

【休んだ日の標準報酬月額】
÷ 30日 × 2/3

変更

平成28年4月1日からの支給金額

1日あたりの金額

【支給開始日※以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】÷30日 × 2/3

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

28万円（当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）

を比べて少ない方の額を使用して計算します

支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合

例）

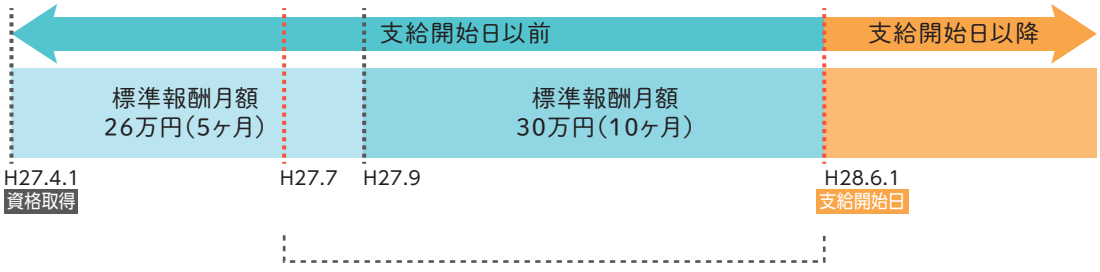

支給開始日以前の12ヶ月（H27.7～H28.6）の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

支給日額

（26万円×2ヶ月 + 30万円×10ヶ月）÷ 12ヶ月 ÷ 30日[※1] × 2/3[※2] = 6,520円

※1…「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します　※2…「2/3」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します

お問い合わせ先　【協会けんぽ新潟支部 業務グループ】 TEL.025-242-0262

全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ
協会けんぽ　新潟　検索
スマートフォンから!
〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階　TEL.025-242-0260（代表）

「傷病手当金・出産手当金」について

Q&A

Q&A 休業する6ヶ月前に転職している場合、平均の標準報酬月額の計算方法はどうなりますか?

転職する前にも協会けんぽに加入しており、離職していた期間が原則1ヶ月以内であれば、転職前後の標準報酬月額を通算して計算します。

Q&A 平成28年4月より前から傷病手当金を受給していますが、平成28年4月からの支給金額は変わりますか?

これまでに傷病手当金を受給していた方も平成28年4月1日支給分から、新しい計算方法で支給金額を計算します。

Q&A 傷病手当金を申請していますが、給与の支払いがあるため、退職後から受給します。この場合、平均の標準報酬月額はどのように計算しますか?

退職日の翌日が支給開始日となった場合、退職日の月の標準報酬月額と、それ以前の標準報酬月額を使用して計算します。

「傷病手当金・出産手当金」の必要書類の変更

健康保険法改正及びそれに伴う審査業務を変更することから、平成28年4月1日より、一部の添付書類が変わりましたのでお知らせします。

「支給開始日以前の12ヶ月以内で事業所に変更があった方」について

上記に該当する場合は、支給額計算に含める月を確認するため、以前の各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間がわかる書類を添付いただく必要がございます。

※添付がない場合は、現在（直近）の資格記録を基に計算を行うことになりますのでご承知おき願います。

出勤簿・賃金台帳の添付が不要になりました

4月1日以降ご提出分より「事業主が証明するところ」について、出・欠勤状況、賃金支給状況、欠勤控除の計算方法等、記入例に基づき、もれなく記入されている場合に限り、出勤簿・賃金台帳を添付いただく必要がありません。

「支給申請書記入の手引き」をご確認いただき、記入漏れのないようにご協力をお願いいたします。

健康保険委員（健康保険サポーター）を募集しています!

有益な情報をいち早くご提供します!　応募方法は新潟支部ホームページから→

パソコンから!

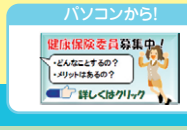

スマートフォンから!

今月の健康情報

メリット満載！

ウォーキングを始めよう！

やっと暖かい春がやってきました!長い冬の間、運動不足だった方も多いのではないでしょうか。運動不足の解消方法として、手軽で簡単にできる「ウォーキング」がおススメです。新潟県でも「歩こうNIIGATA大作戦」という「歩くこと」を応援する取り組みを実施しています。この機会にぜひ「ウォーキング」を始めてみましょう。

「ウォーキング」は良いことがたくさん！

健 康
- 身体活動を増やすことで、メタボ、糖尿病、がん等の生活習慣病発症の低下につながる
- 気分転換やストレス解消による精神的不調の予防
- 健康的な体型の維持　●骨粗鬆症や転倒予防、寝たきり予防に効果あり

環 境
- 自動車の利用を控えることで二酸化炭素削減、地球温暖化抑制効果あり
- エレベーターやエスカレーターを使わないことで節電効果あり

観 光
- 歩いてみないとわからなかった町並みの新しい発見や、新たな出会いによる賑わいの創生
- 「歩く」をコンセプトとした新しいビジネス市場の創出

交 流
- 「歩く」とコミュニケーションが生まれ、心のふれあいに効果あり
- 人と人との出会いや結びつきが仕事や学業、人生を豊かにする

景 気
- 社員が健康な活力ある企業が増え、生産力、業績向上、社会保険料負担軽減　など

新潟県の1日の平均歩数は、全国の中で、男性がワースト3位、女性がワースト6位と非常に少ない状況です。
（H18～22年国民健康・栄養調査データより）

※（一社）日本ウォーキング協会ホームページを改変

新潟県健康ウォーキングロードの紹介

新潟県では、運動習慣を取り入れた日常生活を送るための環境づくりの一環として、一定の基準（安全性・案内性・快適性）を満たすロードを「新潟県健康ウォーキングロード」として登録しています。その一例を紹介します。

新潟再発見～街なか歩き～コース

新潟の歴史と新しい名所が探訪できるコースです。

■コ ー ス／白山公園～古町モール5～西大畑公園～イタリア軒～瑞光寺～白山公園
■スタート／白山公園（新潟市中央区一番堀通町1-2）
行き方▶JR越後線 白山駅から徒歩15分
■駐 車 場／約800台（有料） 終日開放
■全　　長／延長3.8km
■所要時間／約50分

詳しくは「歩こうNIIGATA大作戦」のホームページ（www.aruko-daisakusen.com）をご覧ください　歩こう　NIIGATA　検索

※「歩こうNIIGATA大作戦通信」より引用

協会けんぽ新潟支部メールマガジン
「ときメール」配信登録受付中!
登録料無料!!
毎月1回（20日頃）配信!
パソコンから!
スマートフォンから!

平成28年度 新潟県社会保険協会事業計画決定

平成28年3月7日開催の評議員会で、平成28年度 新潟県社会保険協会事業計画と予算が決定されました。

会員の理解と協力により、社会保険制度の制度周知と被保険者等の健康づくり及び厚生福利の増進を図るために適切な事業を実施し、社会保険制度の普及発展に寄与することを目的とする。

〈実施事業〉

1 社会保険制度の普及宣伝事業
広報紙の発行、事務講習会の開催

2 保健事業
健康づくり講習会への講師の派遣、健康ウオーク、スポーツ大会の実施等

3 厚生福利事業
年金セミナー、バスハイキング、会員限定事業等

4 保養施設の運営
松風荘（瀬波温泉）の運営

5 社会保険事業の推進協力
関係官署、保険者、関係団体との連携協力

6 社会保険制度に関する調査研究

7 その他
本会の目的達成上必要と認められる事業

平成28年度 一般会計収支予算

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

科目	予算額
Ⅰ.事業活動収支の部	
1.事業活動収入	
基本財産運用収入	1,000
会費収入	101,509,000
雑収入	30,000
事業活動収入計	101,540,000
2.事業活動支出	
事業費支出	104,576,000
管理費支出	22,419,000
他会計繰入支出	4,000,000
事業活動支出計	130,995,000
事業活動収支差額	△29,455,000

科目	予算額
Ⅱ.投資活動収支の部	
1.投資活動収入	
投資活動収入計	20,000,000
2.投資活動支出	
投資活動支出計	2,445,000
投資活動収支差額	17,555,000
Ⅲ.財務活動収支の部	
1.財務活動収入	
財務活動収入計	0
2.財務活動支出	
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0
Ⅳ.予備費支出	100,000
当期収支差額	△12,000,000
前期繰越収支差額	12,000,000
次期繰越収支差額	0

街角の年金相談センター新潟

新潟駅から徒歩5分程

年金事務所と同じように、年金請求手続きや見込額の試算などが無料でできます。待ち時間も少なく、余裕を持って相談ができます。

●所在地
〒950-0087
新潟市中央区東大通2丁目3-26
プレイス新潟6階

●TEL
お問い合わせは 025-244-9246
なお、電話による年金相談は、「ねんきんダイヤル」（TEL.0570-05-1165／050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165）をご利用ください。

●受付時間
平日（月～金）午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日および年末年始（12/29～1/3）はお休みです。）

※「街角の年金相談センター新潟」の赤い看板を目印におこしください！

「街角の年金相談センター」は、日本年金機構が『全国社会保険労務士会連合会』に運営を委託しています。

平成二十八年四月十八日発行　発行所　一般財団法人新潟県社会保険協会　電話〇二五ー二四〇ー五三三七　〒950-0087 新潟市中央区東大通一ー二ー二十五　北越第一ビルディング六階

社会保険事務講習会5月開催のご案内

参加料不要　参考図書進呈

社会保険事務を担当されることとなった方を対象とした講習会です。どなたでもご参加いただけます。

【講習内容】社会保険の加入と諸手続きについて・平成28年度制度改正について
・・・・・・・・・・講師／日本年金機構年金事務所職員
健康保険給付等について・・・・・・・・・・・・・・講師／全国健康保険協会新潟支部職員

※健康保険給付関係については、クロスパルにいがた会場では全国健康保険協会新潟支部職員による講習を行いますが、その他の会場では資料配布のみとなりますのでご了承ください。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
5月17日(火)	午後1時30分~午後4時	クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
5月16日(月)	午後1時30分〜午後3時	南魚沼ふれ愛支援センター	南魚沼市坂戸399-1	60名
5月18日(水)		燕三条地場産業振興センターリサーチコア	三条市須頃1-17	60名
5月19日(木)		まちなかキャンパス長岡	長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト3階	70名
5月23日(月)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	60名
5月24日(火)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
5月25日(水)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	36名

※「クロスパルにいがた」会場は駐車場が少ないため、また「まちなかキャンパス長岡」会場には駐車場がないため、近隣の駐車場または公共交通機関等をご利用ください。

申込方法

参加される会場名、開催日、事業所名、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。
（電話によるお申し込みも可能です。）なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会　FAX.(025)290-3201　TEL.(025)240-5337

募集中 健康づくり 標語コンクール2016

職場や家庭において明るく楽しく健康づくりができるような標語を募集します。

応募方法　作品、事業所名、所在地、氏名を記入し、「郵送（はがき）」又は「FAX」でお送りください。
●郵送：〒950-0087 新潟市中央区東大通1-2-25 北越第一ビルディング6F
一般財団法人新潟県社会保険協会
●FAX：025-290-3201

締切　平成28年6月3日（金）当日消印有効

入選発表　「社会保険にいがた7月号」及び一般財団法人新潟県社会保険協会HPに掲載。

入選は金賞、銀賞、銅賞、佳作とします。

※応募作品の版権は、一般財団法人新潟県社会保険協会に帰属し作品は返却いたしません。

健康づくり標語コンクール 2015 金賞作品
健康長寿は　楽しく運動　あふれる笑顔

松風荘で、やすらぎとくつろぎのひとときを。

「ナノミストサウナ」は低温（38℃〜42℃）でゆっくり体を温めます。

お申し込み・お問い合せはお気軽に
〒958-0037　村上市瀬波温泉2-4-29
電話0254-53-3086
閑静なたたずまい・落ち着いた10室
瀬波保養所　松風荘

研修や会議等に会議室をご利用ください（スクール形式で30名様までご利用いただけます）。